



経済産業省委託事業

イランにおける模倣品被害実態調査

2016年5月

独立行政法人 日本貿易振興機構
ドバイ事務所
知的財産権部

目次

1	イランにおける知的財産権保護状況の概要	1
2	はじめに -市況報告	9
3	自動車部品	11
4	家電製品および電気部品	14
5	装飾品および腕時計	18
6	化粧品およびスキンケア商品	20
7	事務用品	23
8	服飾品および衣類	25
9	イランにおける模倣品対策の取組	27

1 イランにおける知的財産権保護状況の概要

イランにおいて何らかの法的措置を講じるためには、イランでの商標権を有する必要がある。関連法の中には、出願審査中であっても、法的措置を講じることができるとしているものもあるが、実務上は、有効な登録証の提示がイランの裁判所から求められる。

無許可で商品に商標を使用する小売店に対して法的措置を取る場合、イランの裁判所は、原告が小売、宣伝、流通（つまり 35 分類及び 39 分類）に適用される登録商標を有することを求めることが多くなってきている。

尚、イランはベルヌ条約の加盟国ではないため、著作権に基づく権利行使は困難である。

法的措置には、主に 2 つの選択肢がある。

- 刑事訴訟
- 民事訴訟

いずれの措置を選択するかは、それぞれのケースの具体的な事実関係や、(i) 侵害の種類、(ii) 侵害の深刻さの程度、(iii) (知財問題に精通する) 担当官が設けられていることなどから判断される。上記の中では、最後の (iii) が最も重要である。

次に以下の項目について解説する。

- 項目 1: 法的措置を講じる前に行うべき準備段階
- 項目 2: 法的措置の選択肢 - 刑事訴追と民事訴訟
- 項目 3: 念頭におくべき事柄 - 制裁
- 資料 1: 費用
- 資料 2: 関連法律

1.1 法的措置を行使する前に行うべき準備段階

イランにおいて、商標権の侵害に対し法的措置を講じる場合、侵害者がイランにて登録商標権を有するか否かを確認するため、登録商標調査を行うことが推奨される。

侵害者が権利を有する場合、法的措置が成功する可能性は非常に低くなる。前もって、あるいは法的措置の手続きと並行して、既存の権利を取消すこともできる。

法的措置の準備段階として次にすべきことは、「停止通告」の侵害者への送付である。これにより、登録商標の権利者への侵害行為を行う者に警告を発し、侵害行為を停止する機会を与える。

停止通告書は、裁判所や警察から送付証明の提示を求められるため、イランの裁判所を介して送付することが望ましい。

1.2 法的措置の選択肢

法的根拠

法的根拠は侵害行為の性質によって異なるため、ケースによって様々であるが、一般的に適用される法律は、イラン共和国の特許、工業意匠および登録商標に関する法律（2008年）（イラン知財法）である。

- 第31条 – 登録商標の権利者が有する商標の独占使用权
- 第40条 – 登録権者に授与される権利
- 第60条 – 権利侵害とみなされる行為
- 第61条 – 侵害行為に対する罰則

また、パリ条約の第10条の2も、不正競争を訴える場合に、法的根拠としてよく使われる。

イラン知財法の第31条、40条、60条、61条の英訳、およびパリ条約の第10条の2は資料2を参照。

1.3 刑事訴追

各ケースの事実関係によって、最適な法的措置が決められるが、一般的に、刑事訴追はイランにおける法的措置の中で最も効果的なものであると考えられている。刑事訴訟の主な利点は以下のとおりである。

- レイドにより侵害品が証拠として押収される。
- レイドで押収された商品には、自動的に差し止め命令が下される。
- 原告は、早期の段階において、侵害事件が一見して明白なケースであるか否か確認することが可能である（下記ステップ1参照）
- 侵害者の有罪が確定した場合、侵害者には犯罪歴が付され、禁固刑および／または高額な罰金が科されるため、刑事処分は抑止力として予防効果がある。

刑事訴追を行うためには、ブランドオーナーは侵害行為の対象である商品／サービスをカバーする権利、あるいは関連する権利を裏付ける登録商標を有する必要がある。

刑事手続きのための3つのステップを以下にあげる。

- **ステップ1- 申立とレイド**: 申立は、警察の捜査課に対して行われた後、テヘランの裁判所に送致される。担当裁判官が、レイドが最善の措置であると判断した場合、関連当局（侵害行為が行われている現地を管轄する裁判所、または警察、あるいはその両方）に、特定の店舗や製造所を捜査するよう命令が下される。

レイドの命令が下されると、警察は捜査を実施し、商品および他の証拠を押収する。押収した証拠品は、命令を下したテヘランの裁判官へ送られる。

- **ステップ2 - 検討**: 裁判官は、（警察およびブランドオーナーから提供された証拠を含め）事件を検討し、刑事訴訟のための十分な根拠があるかどうかの判断を下す。場合によっては聴聞も行われる。
- **ステップ3 - 刑事裁判**: 裁判官が請求内容を認めると、テヘランの刑事裁判所に送致され、本裁判が行われることになり、原告、被告両者が審問に召還される。その後、判決が下され、適切な処罰および命令が言い渡される。

実務上は、登録商標と全く同一商標の使用や混乱を招くほど酷似した商標の使用など、明白な知財権の侵害に限り、請求が認められることが多い。

申立からテヘランの刑事裁判所で判決が下されるまでに要する期間は、およそ8~12か月である。ただし、要する期間は、侵害が行われる場所や事件の複雑さによって大幅に左右される。

裁判所の判決は、控訴裁判所に控訴することができる。控訴は、判決から20日以内（査定系審査（*ex parte*）の場合）、あるいは判決から40日以内（査定系審判でない場合）に申し立てる必要がある。たいていの場合、控訴院は、明らかに証拠が見落とされたり、法律が誤って適用されたりしない限り、下級裁判所の判決を支持する傾向にある。

1.4 民事訴訟

第一審の判決が下されるまでに要する期間は、およそ12か月である（ただし、これ以上かかる場合もある）。

上述の通り、イランでは概して刑事処分による措置が望ましいとされるが、（侵害行為が明白なものでない場合などには）刑事処分が必ずしも適切であるとは限らない。そのような状況においては、民事訴訟が唯一の手段となる可能性が高くなる。

イランの民事裁判所は、知財問題や関連する問題の扱いに慣れていないため、どのような判決が下されるかを予想するのは困難である。知財事件に関する民事裁判所の裁判官の理解や経験の度合いは、各裁判官によって異なる。

また、民事裁判では、請求が認められなかった場合、相手側がその裁判のために生じた損失に対し、反訴請求を行うことができる。一方、刑事訴訟では、レイドや裁判手続きの判断は担当裁判官が下したものであるため、相手側は反訴を提起することができない。

民事裁判所が原告の請求を認める判決を下した場合、侵害者には侵害行為の停止が命じられ、損害賠償金の支払いを命じられることもある。裁判所が認める損害賠償は（侵害行為の結果被った損失額を裏付ける証拠が明白でない限り）最低限の額となるのが一般的である。

裁判所は、裁判費用の支払も命じることができる。ただし、その額も USD3,000 以下の小額なものがほとんどである。

なお、現在イランで行使できる行政処分は存在しない。

下記にイランで行使可能な法的措置とその手続きについてまとめる:

刑事訴訟	
行使の可否	可能
適したケース	侵害行為、偽造行為全般
民事訴訟より望ましいか？	商標登録取消訴訟を除き、民事訴訟より望ましい。
望ましい理由	行使が早急、影響力が大きい、抑止効果が大きい、賠償金などの反訴請求の危険性が無い、成功率が高い
事前調査	証拠収集のために事前調査を行うことが強く推奨される
事前停止通告書	規模の大小にかかわらず、小売店へ通告書を送付することが強く推奨される
強制捜査と商品の押収	実施

罰則	有罪の場合、最大 USD 1500 の罰金 および／または 6 か月の禁固刑
要する期間	<ol style="list-style-type: none"> 1.捜査課（強制捜査と犯罪の確認） 1～4 ヶ月 2.刑事裁判所 4～10 か月 3.控訴院 6 か月～18 か月
必要書類	<ol style="list-style-type: none"> 1.イラン領事館により認証された公正委任状 2.イランでの適切に登録された商標の登録証コピー 3.侵害行為／模倣行為の証拠（調査によって現地で収集可）

停止通告書（C&Ds）	
行使の可否	可能
適したケース	大小の小売店。製造者や流通者への通告は推奨されない
事前調査	証拠収集のために事前調査を行うことが強く推奨される
要する期間	テヘランで2～3か月、イランの他都市なら2～4か月
考えられる問題	不配達
必要書類	1.イラン領事館により認証された公正委任状 2.イランでの適切に登録された商標の登録証コピー 3.侵害行為／模倣行為の証拠（調査によって現地で収集可）
民事訴訟	
行使の可否	可能
仮差し止め命令(民事)	可能
適したケース	刑事訴訟が選べない場合に限られる
事前調査	証拠収集のために事前調査を行うことが強く推奨される。
仮差し止め命令の必要条件	差し止めによって生じた損害に対する保証
損害賠償	認められた場合、可能
要する期間	10～15か月（第一審裁判所） 10～15か月（控訴院）

必要書類	<ol style="list-style-type: none">1.イラン領事館により認証された公正委任状2.イランでの適切に登録された商標の登録証コピー3.侵害行為／模倣行為の証拠（調査によって現地で収集可）
------	---

商標取消訴訟	
行使の可否	可能
訴訟の種類	民事
仮差し止め命令（民事）	可能
仮差し止め命令の必要条件	差し止めによって生じた損害に対する保証
損害賠償	認められた場合、可能
適したケース	商標権の侵害、および／またはイランでの登録から3年が経過した使用されていない商標であるにもかかわらず、その商標権のために、クライアントのイランでの登録申請に異議が申し立てられる原因となっているケース
要する期間	10～15 か月（第一審裁判所） 10～15 か月（控訴院）
必要書類	1.イラン領事館により認証された公正委任状 2.イランでの適切に登録された商標の登録証コピー 3. 侵害行為／模倣行為の証拠（調査によって現地で収集可）

2 はじめに -市況報告

2.1 本報告書は、以下の2点を主な目的としている。

- (a) 模倣品対策、知財権侵害防止のための調査の対象とすべき分野の決定
- (b) 模倣品販売市場の現場検証への協力

2.2 本報告書では、以下の6分野に焦点をあてる。

- (a) 自動車部品
- (b) 家電製品／電気部品
- (c) 装飾品および腕時計
- (d) 化粧品およびスキンケア商品
- (e) 事務用品
- (f) 服飾品／衣類

2.3 本報告書では、イランの最大商業地である首都テヘランで実際に行われている模倣行為、あるいはその容疑に関する情報に基づき調査し、検証を行い、以下の項目をまとめる。

- (a) 調査対象とした市場名
- (b) 調査対象とした市場の住所
- (c) 住所および座標から確認した市場および商業地の場所*
- (d) 市場内のおおよその店舗数
- (e) 市場で売買される主な商品と主な客層（個人消費者／プロのバイヤーなど）
- (f) 市場の特徴（店舗が販売するのは、正規品か偽造品か、あるいはその両方かなど）
- (g) 対象市場・商業地の調査成功の見通し—外国人が単独で訪問して安全か否か、普段、模倣品は店舗に並ばず、特別なリクエストがあった場合にのみ販売されるのかなど、現地の実態を検証

※本調査では、模倣品の製造場所を確認することはできなかった。概して、イランでの模倣品製造は、警察の強制捜査を恐れ、非常に周到にかつ極秘裏で行われている。模倣品は、地下に隠された製造所や、テヘラン市から遠く離れた製造工場で作られていることが多い。そのため、イランにおいて模倣品の製造場所を正確に特定することは困難である。

2.4 調査結果概要：

- (a) イランのほぼ全ての市場は、3つのカテゴリーに分けることができる。(1)正規品・本物、(2)第三者を介した輸入品・並行輸入品（正規品として販売）、(3)模倣品の3つである。

- (b) 正規品のほとんどは、正規販売店により輸入販売され、適宜、正式な保証が付いている。
- (c) 第三者を介した輸入品あるいは並行輸入品には、真正品と模倣品が混在する。それらを見分けるためには、多くの場合、専門知識が必要である。通常、正式な保証は付いていないが、輸入者あるいは販売者が独自の保証書を発行することもある。
- (d) 模倣品は、通常、低品質かつ安価であり、正式な保証書などは付いていない。また模倣品の品質は標準を下回り、最低限の法的水準さえも満たしていないものがほとんどである。
- (e) 模倣品の防止に最も効果的な法的対策は、製造者だけでなく、主な流通経路、販売経路にも照準を合わせることにある。小規模な小売店には、まず警告状を送ることが推奨される。

自動車部品

3 自動車部品

3.1 イラン市場で販売される自動車部品の種類

イランの自動車部品市場は、次の3つのカテゴリーに分類される。

- (a) 正規品・本物
- (b) 第三者を介した輸入品・並行輸入品
- (c) 模倣品

3.2 正規部品

正規部品は主に、海外の自動車・自動車部品メーカーの正規販売店を介して流通される。これら正規部品は比較的高価であるが保証付きであり、正規販売店の店舗や正式に許諾を受けた代理店、小売店等で販売されている。

3.3 第三者を介した輸入品／並行輸入品（本物として販売）

このカテゴリーには、第三者の貿易会社によって輸入され、正規品として販売されている部品などが含まれる。これらの部品は、製造費用が低い中国やマレーシアで製造、輸入されたもので、正規品として販売されている。販売者のほとんどが、第三国で製造、輸入されたことを比較的低価格で販売できる理由としている。これらの部品の価格や品質は、正規部品とほとんど変わらない。しかし、（独自の保証制度を設ける店舗や商社もあるものの）、これらの製品には通常、正式な保証は付いていない。これらの製品が偽造品や模倣品かどうかを見分けるには、調査が必要である。

3.4 模倣品

このカテゴリーには、著しく低品質で、基本的な法的水準も満たしていない部品が含まれる。しかし、このような不正商品が大量に市場で流通されているのが実態である。これらの製品は通常、中国などの製造費用の低い国から輸入され、上記2つのカテゴリーの商品よりも大幅に低価格で売られ、保証書等は付いていない。

3.5 テヘランの主な自動車部品市場

テヘランには主な自動車部品市場が3カ所ある：

(a) Amir Kabir 通り (Cheragh Bargh 地域)

緯度: 35.684772 | 経度: 51.434501



(b) テヘラン・パースの Delavaran 地区

緯度: 35.74563 | 経度: 51.510781



- (c) **Sorena**
緯度: 35.728039 | 経度: 51.434013



Delavaran と Sorna は、比較的小規模な商業地域で、オーディオ製品、タイヤやホイールキャップなどの自動車部品の売買が盛んである。Amir Kabir 通り（Cheragh Bargh 地域）では、あらゆる種類の部品が販売され、小売、卸売の両面において、テヘランの最大の自動車部品市場である。これら 3 つの市場は、模倣品対策を行う上で調査の対象とすべきである。

Amir Kabir 地域に存在する店舗数は明らかではないが、およそ 100 以上の店舗と活気のある総合商業施設が数軒並んでいる。それらの施設の中では最大の Kashani Complex が最も有名である。また、多くの自動車部品輸入業者や海外自動車メーカーの正規販売店が、この施設の中に店舗を構えている。同地域には、他にも Vali Asr、Kooshanpour、110、Amirol Momineen Complex などの重要な商業施設が存在する。

Kashani Complex は大規模であるが、メーカーの正規販売店は数えるほどしか存在しない。これらの店舗は、上記第 1 のカテゴリ『正規品』に分類される自動車部品を取り扱っている。また、特定の交換部品を専門とする店は少なく、通常、多くの店が様々な部品を取り扱っているが、正規販売店以外の店舗のほとんどは、第 2、第 3 のカテゴリに分類される部品を販売している。

Cheragh Bargh は日中に訪れることが推奨される。基本的には安全であるが、利用客のほとんどは男性である。

本調査によると、これらの地域で警察による強制捜査などの法的措置が実施されたことはない。

家電製品および電気部品

4 家電製品および電気部品

4.1 イラン市場で販売される電気製品および部品の種類

イラン市場で流通する電気製品および部品は、次の 3 つのカテゴリーに分類される。

- (a) 正規品・本物
- (b) 第三者を介した輸入品・並行輸入品
- (c) 模倣品

4.2 正規品・本物

正規電気製品は主に、海外メーカーのイランでの正規販売店、認可を受けた配給業者や代理店によって販売されている。多くの海外メーカーは、イランに正規販売店を設けている。これらの商品は、保証書と認可販売店による修理サービスを付帯して販売されている。また、これらの商品のほとんどは、メーカーの自国で製造されたものであるが、徐々に、他の国からの輸入品も増加しており、認可販売店ではこれら 2 つを並べて販売している。例えば、同じ洗濯機の 2 つのタイプ（1 つはドイツ製で、もう 1 つはスペイン製）のものが並べて陳列されている。もちろん、どちらも正規品ではあるが、値段や保証の種類が異なる場合がある。

4.3 第三者を介した輸入品／並行輸入品

これらの家電製品は、正規販売店でも代理店でもない貿易会社によって輸入され、正規品として販売されている。海外メーカーの正規販売店以外の会社によって輸入される家電製品は全て、このカテゴリーに分類され、「並行輸入品」とも呼ばれる。これらは、中国など製造費用の低い第三国で製造され、輸入されたものである。販売者のほとんどが、第三国で製造され、第三国から輸入されたことを低価格で販売できる理由としている。これらの家電製品は、価格、品質の上で、正規品とほぼ変わらない。しかし、(独自の保証制度を設ける店舗や商社もあるものの)、これらの製品には通常、正式な保証は付いていない。また、この種の家電製品もやはり、模倣品かどうかを見分けるためには、少なくともある程度の専門知識が必要である。

4.4 模倣品

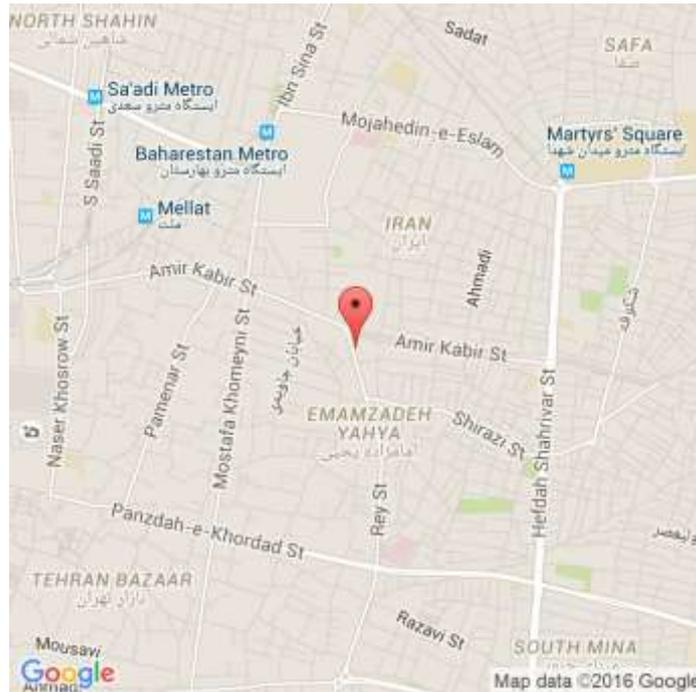
このカテゴリーには、低品質で、基本的な法的水準さえ満たしていない恐れのある家電製品が含まれており、正式な保証も付いていない。このような製品は市場に溢れており、小規模から中規模の店舗で安く売られている。これらは主に中国などの製造費用が低く、知財保護の徹底されていない国から輸入されたものである。家電製品市場に出回る模倣品の中には不可解なものもある。例えば、メーカーが製造していない製品の模倣品を販売し

ている店舗もある。これらが模倣品であることは明らかである。しかし、その他の製品においては、真正品と模倣品を見分けるために専門的な知識が必要な場合もある。

テヘランの主な家電製品と電気製品市場

(a) Amin Huzoor Three Way

緯度: 35.683167 | 経度: 51.437188



(b) Shariati アベニュー

緯度: 35.754249 | 経度: 51.448537



(c) Jomhuri アベニュー

緯度: 35.695513 | 経度: 51.404145



(d) 北 Sohrevardi アベニュー

緯度: 35.73329 | 経度: 51.439994



これら 4 地域をそれぞれ調査した結果を以下にまとめる。

4.5 Amin Huzoor アベニュー

Amin Huzoor アベニューはテヘランの南部に位置しており、とても活気のある地域である。この市場には、多くの海外メーカーの正規販売店が設けられている。商業施設も数多く存在するが、特に規模の大きい 6 つの施設に人気が集まっている。この市場は価格競争が激しく、多くの製品が特別価格で売られていることから、模倣品対策を行う上では調査が推奨される地域である。調査に支障をきたす要素は特にないものと思われる。

4.6 Shariati アベニュー

Shariati は、テヘランで最も人気のある商店街の 1 つであり、自動車ショールーム、家電品店、医療センター、自動車修理工場 が数多く並んでいる。この地域における家電製品市場の規模は Amin Huzoor ほど大きくはないものの、海外メーカーの正規販売店のほとんどが、この地域にも設けられている。価格競争はあるものの、Shariati 通りでの価格は、概して Amin Huzoor ほど安価ではない。この地域も、模倣品対策のための調査対象地域とすべきである。

4.7 Jomhuri アベニュー

Jumhuri アベニューでは、携帯電話、電話機、カメラなどが人気で、いくつかの家電製品店が並んでおり、正規販売店も存在する。この地域も、模倣品対策のための調査対象とすべきである。

4.8 北 Sohrevardi アベニュー

北 Sohrevardi アベニューは、比較的小規模な市場であるが、台所家電製品や部品で有名な地域である。総合家電製品店や修理センターもある。この地域も、模倣品対策のための調査の対象とすべきである。

装飾品および腕時計

5 装飾品および腕時計

5.1 イラン市場で販売される装飾品および腕時計の種類

イラン市場で流通する装飾品および腕時計は、次の 3 つのカテゴリーに分類されます：

- (a) 正規品・本物
- (b) 第三者を介した輸入品・並行輸入品
- (c) 模倣品

5.2 正規品・本物

イランでは高級～中級の装飾品および腕時計の正規品が、海外ブランドの正規販売店で売られている。これらの商品には正式な保証が付いている。

5.3 第三者を介した輸入品・並行輸入品（本物として販売）

このカテゴリーには、第三者の貿易会社により輸入され、正規品として販売されている腕時計や装飾品が含まれる。海外ブランドのイランでの正規販売店以外の会社によって輸入された腕時計や装飾品は全て、このカテゴリーに分類される。これらの腕時計や装飾品は、製造費用の低い第三国で製造、輸入され、正規品として売られている。これらは、価格や品質をはじめ、様々な面において正規品と同等の水準を有している。しかし、（独自の修理保証制度を設ける店舗や商社もあるものの）、こういった製品には通常、正式な保証は付いていない。これらの腕時計や装飾品が、模倣品かどうかを見分けるためには、専門知識が必要である。

5.4 模倣品

このカテゴリーに分類される腕時計や装飾品は、低品質、低価格で販売されており、保証書も付いていない。このような商品は市場に溢れ、小さな店舗やバス停、タクシー乗り場、地下鉄の駅など、人が集まる場所の路上で売られている。模倣品の出所は主に、中国、タイ、インド、パキスタンなど、製造費用の低い国である。

5.5 テヘランの主な装飾品および腕時計の市場

正規商品、並行輸入品、第三者を介して輸入された腕時計や装飾品のいずれも、テヘランの様々な地域の有名なギャラリーや店舗で販売されているが、中でも模倣品が販売されることで有名な地域が 2 か所存在する。Jumhoori と Grand Bazar である。いずれも、模倣品対策を行う上では調査が必要であろう。

あまり有名でないブランド名の時計も売られているが、多くは有名な腕時計ブランドのレプリカで、ブランドのロゴ入りである。これらの模倣品の中でも比較的高価なものは非常に精巧に作られており、一般の消費者が真正品との違いを見抜くことは困難である。このような商品には保証は付かず、また、定価も存在しないため、値段交渉によって価格を決めるのが一般的である。

化粧品およびスキンケア商品

6 化粧品およびスキンケア商品

6.1 イラン市場で販売される化粧品およびスキンケア商品の種類

イラン市場で流通する化粧品およびスキンケア商品もまた以下の 3 つのカテゴリに分類される。

- (a) 正規品・本物
- (b) 第三者を介した輸入品・並行輸入品
- (c) 模倣品

6.2 正規品・本物

正規の化粧品およびスキンケア商品は、海外ブランドの正規販売店で販売されている。

6.3 第三者を介した輸入品・並行輸入品（本物として販売）

このカテゴリには、第三者である貿易会社によって輸入され、その会社の直営店舗、あるいは同社ウェブサイトでオンライン、または他の店舗で正規品として販売される化粧品およびスキンケア商品が含まれる。海外ブランドのイランでの正規販売店以外の会社によって輸入される化粧品やスキンケア商品は全て、このカテゴリに分類される。これらの商品は、正規品として販売されているが、その真偽を確かめるのは容易ではない。また、これらの商品は価格や品質をはじめ、様々な面で正規品と同等の水準を有しているが、一般の消費者がその真偽を確かめるのは難しく、販売されている商品に関する深い知識が必要である。

6.4 模倣品および偽造品

このカテゴリには、非常に低品質で安価な化粧品およびスキンケア商品が含まれる。このような商品は市場に溢れ、小さな店舗やバス停、タクシー乗り場、地下鉄の駅など、人の集まる場所の路上で売られている。これら化粧品やスキンケア商品は主に、中国、インド、パキスタン、トルコなどの製造費用の低い国から輸入されており、多くの人気ブランドの偽造品や模倣品がイラン市場で売られている。

最近では、イランに正規販売店を設けていないブランドの商品を販売するイランのウェブサイトも増えつつある。

Manuchehri には 100 軒を超える店舗と 3 つのショッピングセンターがあり、化粧品とスキンケア商品を専門に販売している。Marvi には 30 軒以上の店舗が並んでおり、いずれの市場でもヨーロッパの様々なブランド商品が数多く売られているが、Marvi は「Atr」と呼ばれる伝統的なアラブの香水も専門としている。また、どちらの市場にも小売店と卸売店が存在している。

事務用品

7 事務用品

7.1 イラン市場で販売される事務用品の種類

イラン市場で流通する事務用品もまた以下の 3 つのカテゴリーに分類される。

- (a) 正規品・本物
- (b) 第三者を介した輸入品・並行輸入品
- (c) 模倣品

7.2 正規品・本物

正規事務用品は、海外ブランドの正規販売店で販売されている。これらの商品には、適宜、正式な保証が付いている。

7.3 第三者を介した輸入品・並行輸入品（本物として販売）

このカテゴリーには、第三者である貿易会社が輸入し、その直営店舗、あるいは同社ウェブサイトでオンライン、または他店舗で正規品として販売される事務用品が含まれる。海外ブランドの正規販売店以外の会社によって輸入された事務用品は全て、このカテゴリーに分類される。これら商品は正規品として売られているが、真偽を確認することは困難である。また、独自の保証を提供する会社や店もあるが、正式な保証は付いていない。これらの商品もまた、価格や品質をはじめ、様々な面で正規品と同等の水準を有している。

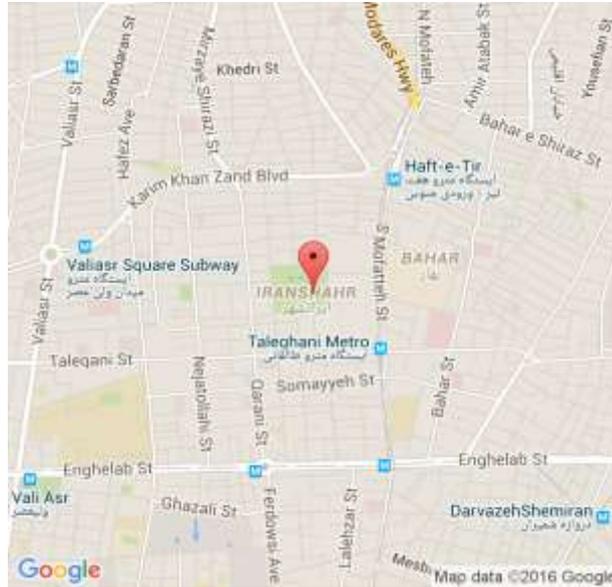
7.4 模倣品

今のところ、プリンター、コピー機、スキャナーなど高価な事務用機器の模倣品は市場に出回っていない。しかし、プリンターのカートリッジやコンピューターの備品などの模倣品の存在については数多く報告されている。例えば、模倣品のプリンターカートリッジには、完全な模倣品である場合と本物のカートリッジを詰め替えたものである場合がある。また、文房具の模倣品も数多く出回っている。これらの模倣品の多くは、小さな文房具店や本屋、バス停、地下鉄の駅、賑やかな地域の路上や地下鉄の車両内などで販売されている。

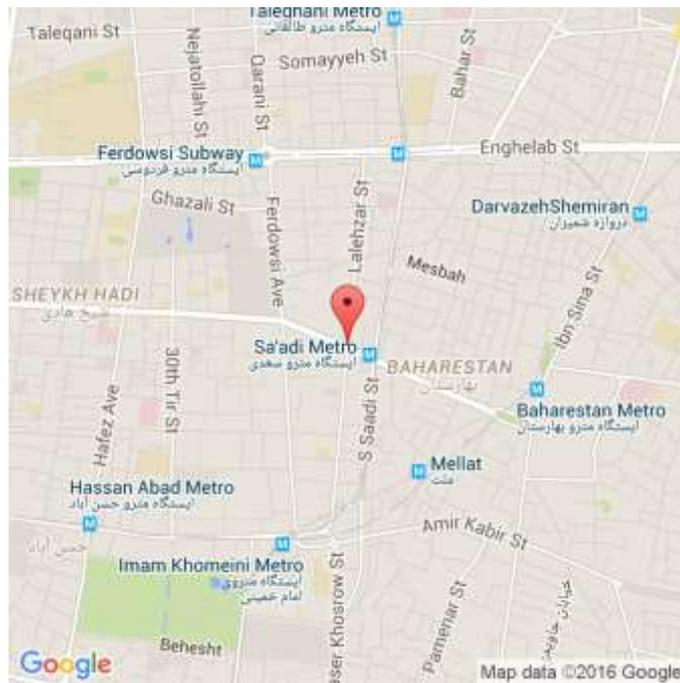
7.5 テヘランの主な事務用品市場

事務用品はテヘランのあらゆる地域で売られているが、事務用品の市場として有名になった地域がいくつか存在する。例えば、Iranshahr 通り（緯度: 35.709756, 経度: 51.421772）はプリンター、コピー機、スキャナーの市場として有名である。ここでは様々な種類の事務用機器が安く売られている。また、電話機や小さい事務用機器なら、Lalehzar 通り（緯度:

35.693698, 経度: 51.423172) が最も有名である。Iranshahr も Lalehzar もテヘランの中心に位置しており、これらの地域における正確な店舗数は分らないが、100 軒以上存在することは確かである。Iranshahr と Lalehzar は両地域とも、模倣品対策を行う上では調査対象とすべき地域である。



Iranshahr 通り



Lalehzar 通り

服飾品および衣類

8 服飾品および衣類

8.1 イラン市場で販売される服飾品および衣類の種類

イランの服飾品および衣類市場もまた以下の 3 つのカテゴリーに分類される。

- (a) 正規品・本物
- (b) 第三者を介した輸入品・並行輸入品
- (c) 模倣品

8.2 正規品・本物

正規の服飾品および衣類は、現地の公式製造元およびその代理店、海外ブランドの正規販売店で販売されている。これら商品は、適宜、正式な保証が付いている。

8.3 第三者を介した輸入品・並行輸入品（本物として販売）

このカテゴリーには、国内ブランドが現地で製造し、正規品として販売する服飾品および衣類、第三者である貿易会社が輸入し、その直営店舗、あるいは同社ウェブサイトでオンライン、または他店舗で正規品として販売される服飾品および衣類が含まれる。海外ブランドの正規販売店以外の会社によって輸入された服飾品および衣類は全て、このカテゴリーに分類される。これらの商品は正規品として売られているが、その真偽の確認は困難である。正規品と異なり、第三者による輸入品・並行輸入品は、（独自の保証を提供する会社や店もあるものの）、正式な保証は付いていない。これらの商品も前述の通り、値段や品質をはじめ、様々な面で正規品と同等の水準を有する。

8.4 模倣品

イランでは、服飾品および衣類の模倣品が広く流通し、大きなショッピングセンター内の店舗や町の小売店など、至る所で売られており、最近では通販ウェブサイトなどオンラインでも販売されている。これらの服飾品や衣類の多くは、正規販売店と偽った看板を掲げた店舗やウェブサイトで売られている。例えば、テヘランでは頻繁に不認可店が出現し、模倣品、真正品の両方が販売されている。場合によっては、ブランドオーナーが法的手段を講じ、業務を停止させることもあるが、多くの場合は放置され、販売を続けるため、その数は減少しない。これらの店舗で売られている商品は、価格、品質とも正規品と変わらないため、消費者も偽物と気付かず購入する場合がある。また、テヘランでは、非常に安価で見ると偽物と分かる模倣品も売られている。この種の服飾品や衣類は、真正品であると偽ったものではないが、知的財産権を侵害するものであることは明らかである。

8.5 テヘランの主な服飾品および衣類市場

テヘランには、模倣品を販売する大規模な服飾品・衣類市場は存在しないが、模倣品は至る所で流通している。調査対象として最も適した場所は、町に点在する大小様々なショッピングセンター、テヘラン都心、北部の Vali Asr アベニューと Tajrish Bazaar（緯度: 35.674869, 経度: 51.419449）などの商業地域であろう。テヘランのこういった地域は全て、模倣品対策を行ううえで、調査の対象とすべきである。



Tajrish Bazaar

イランにおける模倣品に対する措置

9 イランでの模倣品に対する措置

イランには数々の模倣品に対する措置がある。それらの措置の内容、要する期間、手続きについて以下にまとめる。

知的財産権侵害の状況、模倣行為の内容により講じることのできる措置は異なるため、現地で法的アドバイスを仰ぐ必要がある。

措置	要する期間	手続き
テヘランでの市場調査および公判前の証拠収集	1~3 週間	市場調査と証拠収集（試験購入）
レイド命令	1~7 日間	レイド命令は、国内のどこでも、テヘランの犯罪捜査支局に求めることができる。
レイド実施	1~7 日間	犯罪捜査支局に請求を申請し、レイド命令を求める。裁判官が指定店舗のレイドを命じる。
	2~7 日間	警察が告訴人弁護士とレイドを実施。
	1~2 週間 テヘラン以外の地域では最高 4 週間	警察が必要書類を作成し、犯罪捜査支局の同裁判官に提出（裁判官が判決を下すまでに 3~5 回の公判が開かれる）。
犯罪捜査支局による手続き	1~4 か月間	裁判官が請求を審理し、有罪と判断した場合、本格的審理（1~2 回の公判）と判決のために請求をテヘランの刑事裁判所に送致。 犯罪捜査支局が有罪をみとめない請求は棄却。
訴訟手続き	2~8 か月間	公判と判決
	4~8 か月間	控訴
	1~2 か月間	商品の廃棄—警察署、担当警官、弁護士の立ち会いにより実施。

[経済産業省委託事業]
イランにおける模倣品被害実態調査

2016年5月 発行

[作成協力]
Clyde & Co LLP 法律事務所

なお、地図は全て Google Maps 社から提供されたものです。
各地の画像は全て、業者の身元を保護するため、加工しています。

[発行・編集]
独立行政法人 日本貿易振興機構
ドバイ事務所
知的財産権部

本報告書は、日本貿易振興機構が2016年3月現在入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。また、掲載した情報・コメントは著者及び当機構の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこの通りであることを保証するものではないことをあらかじめお断りします。